



特三

書
記
冊

特 別
= 1
2442
1



二一
2442
1

成形圖說提要

一 大凡天地の物と生じ形を成るもの、申して人と霊と
を其人を畜ふもの、最切要あると穀帛とし菜肉とし
藥物とし故に樹藝の道と教るあり先あるハなしと
れども六合の大なる山海の廣き生るるところの物
目撃する事ありとるに故に圖して其名實を詳しとる
ありとるに孰れよく古今に稱呼し通じ南北の動植物
辨しとるに性味の能否を志する事と好んやこそ本草名物
の學因る起るとるに故ありとる

太公偃聽の曰民を教つて農桑と勅め更には桑園署と設

成形圖說提要

昭和十八年
一月二十七日
購書

けて度く有用の薬種と致し来し其產地を異同と審み
し其時候の先後と考ぐへおのく其ものとして生成の
功と遂志むる事と好むおらば天意を隨ひ民事を
急みし終ふらゆ急まり又園庭に試み植ると云はれ此
卉樊籠に馴養ふと云はれ羽毛の海船の傳ふると云
はれのものに至るまで得るおまじく其真を寫し流
れて以て他日の用と俟つじらし深江輔仁の和名本州
を撰ひ源順の和名類聚鈔と集めしらしこのうゝ薬録
方書の作世と雖て施えど近世福若水の筆に及びて赭
鞭の述漸く要志く遂におれともく専門の業とするも

のあり志られども唐山和蘭等此地にお出る物ハ
本邦此称谓と同じくらばれりれとてられお充てども
素より當らざるものあり我お有りて彼お有りて彼
ありて我おありざるもまじく少ふらば我と彼とを
に何れも其名と志れども其物を志らざる有り彼お
有りて我おありざるも其ものにて強て充てども名
實相乖して其弊恐らくは人とそこふし物をやぶる
至るものありん吾
太公深くくくお憂へて 臣曾繁臣白尾國柱等の数人
命して大お品物を索めてこれと類聚せしむるも

於て嘗て真と寫して花の流ふとる流ありそ地の目睹
とるものかいさるまで收入して部と分ち殊域の産ハ
蕃籍の圖載ハ臨摹し毎品おのく其説と著ハと書成て
一百巻題して成形圖説と名づく今これと梓ハ浸バめ
て 藩中ハ布く是童蒙といへども九穀の種獲採収及
び百薬の粹戾良毒を分別して救餓濟急の法方と志ら
志じ事と欲とるのこ是吾
太公人を愛くしと民と憫むの盛意ありて此篇の第一
義あり

一名物の書多くハ彼と称して雅名とし我と呼んで俗称と

と名義倒置といふべし且既に其辨あり今此篇ハ我と
先りして彼と後とを志くれども我の名物ハ古言に西
じ俗語ハ達せざれば其義と曉しづし加ふ國史家牒
ハ載て其根拠あるものハ各條ハ書目と標し又竊ハ私
案と記して意義を訓釋と其源委の檢閲ハ略なく志偽
の疑似ハ涉るとの如姑く闕て以て後と俟つお名と志
らばといへども其功用の著るべきものハ方言俚俗と
とて表出し我ハ育せざるものハ漢名と以てし蕃語と
以てし其蕃語ハ係るとのハ 臣堀愛生等が譯とるここ
流を登載と

一いふしゝの名称ふ國音として仍ハ其後多クハ字
 音子愛と故ハ古今の称呼雅俗相混じるとの甚クあり
 らど鶴鴿を仁波久奈布利と呼ぶハ古の雅名にしてこ
 邊を伊志多々使と呼び又轉して字音ハ呼ぶガゴトコ
 ハ別名の俗稱あり梅と字米といひ馬と字麻といふも
 古言ハして芋米芋麻といふハ今言あり又骨蓬ハ加波
 保稱あり後に川骨の字と填めしあり竟ハ字音ハ呼て
 漢語ハ監造黨蘭春菊仙翁花九蓋艸の類ハもどあり如
 名ハして亦漢語に類と又桔梗キキョウ黨ニ苑コ胡蝶テラ芭蕉バセウの屬ハ漢
 音と轉して其讀和決ハ似しり或ハ海松と字美麻通と

稱ト蛇牀と反備年志呂と稱するハ是と文字讀といひ
 ありひるヲミナシ女郎ナリ花ナリ神馬シマ藻ソのごと記名是と義訓といふ或
 ハ玉蜀黍タウキキと唐黍タウキキと呼びミ逐タラ子モロ唐コシ楮シ越ニと呼ぶハ方言の他
 譯ありサキ柳キ椿タ鶴タ鳴タ鯉カ鱒ラ等の字ハ二合して義と取とのか
 里且正名といへどと世人通しておぼくさばとのけお
 のおのそ俗子從ハ毎字訓譯と添くそ稷碎と悖くらん
 凡物ハ名づく大抵其像貌性味利用時節等ハ綴り
 又唐音韓語梵音蕃譯として仍るものありくのご
 とくあるハ皆其類下ニ附注を
 一凡 藩中といへどと南北の風氣回らば水土亦隨て

異あり故に其耕種時令並材利用の類一定ありて況や
各國の制都鄙の俗をれと四方に諮詢し旁通曲成して
以て達さばとつゝを斯篇の考らとをる所ありて其
疎漏と評することあり

一和漢引書の例ハ古今異論なく通知し易きものあり
其確證一條と出して繁引重贅やを種別區別に至て
ハ同見を語ひて裒集を古今とわたり衆議の帰定せし
るもの多漫に或識やん草木の類ハ姑く程順則が質問
の説と好きて旁ら中山に程順則といふものあり學政
産みのつゝの考ら度く探りて各々常否のいまど審から
ざるものありは花腊葉貼あるものハ根交と曝乾し

且其真と寫し生熟時候を記し唐山五市の徒に託して
彼地の巨儒高賢の雙志を四ひ疑と其答簡に取付後ま
に此の叙百品と得るにむりて遂長崎に來れる清高の
俗稱とを擇と載るのを偶異論ありて後の考ふ候ふべ
きものありばまゝ纂録して達さば固より荒唐無稽に
係るものハ措てとらば凡群籍中に引用せし書を先其
本書と引て後其書名を引きたと一也和名本抄に兼名
苑と引太平御覽に范氏計然を引といふの類是あり唯
本草に引用せし書ハ本草の目を省くのをおのくを同
僚に尺えしるが友あり

一凡品物を風土の寒燠地勢の燥湿を考らばひて性の厚

為味の濃淡おのづから辨し、其地道と知るを
 と擇ひ用れ、其效驗殊多し、其主療のごと記る本草を
 載るとご既詳あり、志られども多し、ハ一定の既
 し、今これと裁擇するに違つべし、和漢の書に選用する
 とご此の單方のごと記るおのく、其君藥の條下に記し
 又、植生の幹、葉、花、實、含靈の鱗、甲、骨肉の一體を、一て、其稱
 呼を分ち、別柔、緩急、用を殊に、補、治、寒、温、能を異にする
 とのハ、一條中に分釋せり、志られども、各條皆これ
 あり、ハ、あ、ら、ん、べ、し

文化元年甲子十一月朔旦

臣曾繁謹記

成形圖說卷之一

目錄

- ナリハヒ 農業
- ウガミタモ 農神
- アモムスギミ 農師
- オホシタカラ 農夫



成形圖說卷之一

農事部 農桑大意

欽惟テ不フ

太祖オホミヤ天地アメノチ

二國クニニ一極ミヤ法タテマツル立タテ

二靈ミコトニ復ユキ陽ヒ之ノ

體カミ一ヒト教ヲを定サダメむ

天照アマテラス日御ヒノミ神カミ始ハジメて

天アメ下ノ君ミコト

臨ミ之ノ而シテ

臨ミ之ノ而シテ

天津アマツ日嗣ヒノミヤ乃ハ疆キマリなく

紹イラセ統ト一ヒト御ミコト皇ミカド國クニを

治シ之ノ

且ナとカ一ヒト其ソノ人ヒト物モノを

世ヨに忠チカ貞ニ五イヒ穀コを

今イマに良ヨシ茂シと

異ヒト邦クニを

皇ミカド天アメの理コトを

奉ホウ順ジュンと

私シ己ミを

天アメ皇ミカド一ヒトを

治シ之ノ

而シテ

道ミチを

治シ之ノ

而シテ

祭マツル之ノ

大オホを

治シ之ノ

其名とおれしう寸祭は 皇祖の始て斯国と授り
 民と生むいし恩頼に報い奉るの道なるをかくて道
 ハ教誨りて立教ハ貴し由て後乃るよりあまは人君乃
 国と治め民と安んず此政ハ必だ衣その食そのと急
 とハ身命をめりて去りては農と桑とはそとの先務
 かしそ祭政の大存也といふ也古者 天照大神天
 位に臨御群元と統統玉つる初に皇弟を詔して先農保
 食神耕種の方と觀察玉ひしはそ記述の形體に就て農
 業示されし言を謂保食神乃頂に牛馬生を以て守之と
 宇麻とハ並美なるの稱にて二者ハ農と助乃尤者なる也

ハ最初にぞ譽れしは頂ハ地おしそハ高き畜ふ山野
 と以て又謂顛に粟生る眉上は蠶生る眼中は稭生る腹
 中ハ稻生る腹に及大豆小豆生る顛ハ日當也粟ハ
 高仰壇燥とらるる宜し眉上ハ向陽の山に象の蠶ハ是
 山蠶おしそ暖氣を好むと喜し眉齒河に養ふ粟とて
 次桑は食葉する眼ハ日と火と得て明なる稭ハ夏日乃
 炎陽に茂るのを腹ハ原と河おれし廣く平に飲食の
 存多し稻ハ土と水と平に熟る田に植るは稭ハ蠶
 溼の地は礫と麥大豆宜しとてそは是粟稭
 麥豆といふ陸種と稲といふ水種と又口の裏に繭

と倉^{クラ}に絲繰^{イトカ}をスルはたけ^{ハタケ}にシたりシ夫^{ツレ}人の世^ヨに在^在る^ル衣^イきモノ儀^儀て
食^シふ固^{カタ}毎^毎てハ何^{ナニ}も産^ウりシ便^{ベニ}是^{コト}より皇^{ミコ}前^ノ上^ノ
既^スに稚^{ワカ}産^ス靈^{スビ}として五^イ穀^{カク}と生^ナじめ蠶^サ桑^カと出^イしめス玉^{タマ}魚^{イサ}
をウりマととそ苗^ナ根^ネを肥^ヒ壅^{カヒ}を繭^{イト}絲^シと編^ヒ織^メたトと善^{ヨク}也
可^カ大神^{オホカミ}はじめそ術^{マヒ}と民^{タミ}を布^フ告^{ツケ}て之^{コト}を裁^ヒ民^{タミ}を
とばええしり史^シ五^イ穀^{カク}ハ人の飢^{ウツ}渴^{カフ}と救^{サツ}ふ繭^{イト}絲^シハ人の温^{ヌク}
涼^{シヤ}を猪^{イノ}牛^{ウシ}馬^{ウマ}ハ人の力^{チカラ}役^{ヤク}を代^カふ保^ホ食^シ神^{カミ}ハ生^ナをウりマ
て能^{ヨク}稼^サ穡^{ハヒ}の方^{ミチ}を知^チる所^{トコロ}が知^チる方^{ミチ}は力^{チカラ}を體^{タマシ}泄^ヘすのさゆと
曲^{マコト}言^{コト}一^{ヒト}る所^{トコロ}謂^{イハ}天^{アメノ}人の道^{ミチ}と合^アはさるる乃^ノおとす大神^{オホカミ}を
然^シととるしめしを特^{トクニ}は天^{アメノ}使^{ツカシ}と遣^{ワカハ}しそ方^{ミチ}を求^{モト}めし物^{モノ}

と獲^エての玉^{タマ}はく親^{ミコト}の農^{タワリ}殖^リと猷^{ミカハシ}謀^ヒ又^{マタ}躬^{ミコト}齋^{イヌ}服^{ヌフ}と絰^{オウ}織^{シメ}玉^{タマ}へ
皇^{ミコ}是^シ蓋^{カシ}我^ガ 皇^{ミコ}國^{クニ}農^{タワリ}桑^カの原^{ハシラ}を王^{ミナモト}道^{ミチ}の始^{ハジメ}たり於^ア戲^{アソビ}
人^{ヒト}ハ食^シととちて天^{アメノ}と便^{ベニ}食^シは人^{ヒト}生^ナの命^{イダシ}なり國^{クニ}の國^{クニ}
何^{ナニ}所^{トコロ}以^{ヨリ}其^{コノ}是^{コト}より大^{オホ}なるものれ今^{イマ}夫^{ツレ}民^{タミ}を四^ヨ等^{コト}あり謂^{イハ}
士^シ農^ノと工^{コウ}商^{ショウ}と射^{セツ}四^ヨの民^{タミ}ありそ職^{シヨク}を急^{オホク}り或^{カハ}ハ四^ヨ乃^ヨ
民^{タミ}にあらざるものを遊^{アソビ}食^シ民^{タミ}と便^{ベニ}威^イ君^{キミ}主^ミなり其^{コノ}祭^{マツル}政^{セツ}
に急^{オホク}り官^{ツカサ}吏^シのて其事^{コト}務^ムを急^{オホク}りて四^ヨ民^{タミ}を治^{ツカサ}るるを
何^{ナニ}とせしむるに亦^モおれ而^{シテ}急^{オホク}る者^{モノ}唯^{タリ}之^{コト}と生^ナ下^シの
之^{コト}責^{ツク}てそ上^{ウヘ}を責^{ツク}るたし解^{トクナキ}をば上^{ウヘ}愈^{イヒ}逆^{サカシム}しそ下^シ愈^{イヒ}勞^{ロウ}
勞^{ロウ}逆^{サカシム}するを以^{ヨリ}て勞^{ロウ}なるを責^{ツク}るを命^{イダシ}に請^{コト}むると云^{イハ}ふ而^{シテ}

農夫の稼穡カウクにおもひ未嘗イダカフて寧處ヤスキに違イダりてイハ屋ヤハ風
 日ヒと蔽シカぎ衣糧キモノカテハ凍餒ワユと免メまじ力役クセク課ケ歳トシくヒ倍ヒ日ヒ
 滋且暮シヅクより更マ来キて督責セメ嚴ハ促タルめりオコシバ農夫オコシハ急オコシ備ヲくオコシ歎ヲ
 ととほりカヒナクいイハ又マ士大夫シタフあアりて各其職シカ掌ヲふシ意ヲ
 尸位素餐シヒビニクスしつシハ農ノあノしシ也シカ如シくシいシてシぎシや
 故コ子シ凡ソ一日ヒ食ヒバ當ヒ又マ一日ヒ乃ハ行ヒ行ヒるシ倉ヲしシ苟シとシ一日ヒ此シ新シ
 なきアふアハ故アて安ヤしシ倉ヲふシ理ヲなりシ國ノ子シ遊ヲ食ヲ衆ヲをシき
 ば米粒クヒモノ耗ヒ費ヒえ上ノ多ク後トと好クめシは用度ツカヒカテ匱カ乏ト一ヒ況シや水旱
 疾疫コレト交ヒふシ玉ヲ且マ暴征イタ横賦イタ迭カるシ流ルるシときハ草野ノ愕然オホとシ
 て迅雷イダと戴カりシごとク四方ヲ散ク之ヲもの幾禁ヒりシて五穀ヲ

也亦ヨク從ヒて播ホをシ種ヲくシ以テ是ヲ玉ヲくシ國ヲ存ス立ツば何レの地ノ地ノり
 禮義レイギと心ヲ決シるシ抑シ又マ早乾ヒデリ水溢オホミツの災異ハ何レんハ不レハ君キ
 王ヲくシ人ヲ肅然シとシて自省ミ内修ミ天愛ツクサメを答コタへ玉ヲと付ツ
 ハ何レ不レ種ヲくシ以テ禁ム中ノ八神ハ殿ヲ先農ヲを配享アセメツらシ且マ有ル
 年ヲと祈ヒり凶荒イウエ御ヲ祭ス玉ヲふシ史ヲの史ヲ載シらシ也シ此レ
 先王オホミコ烈聖オホミコ天ノと敬ヒい農ノと重シくシ乃ハ盛意オホミコをシ出シて存ス
 報ヒい民ノと郵カの王法ヲ何レとシ中葉ノをシ異端ヲ遊ヒ
 説ヲの徒漸ヒく天下ヲ編ミく民ノ業ヲ一ニ歩ヲい華ヲて上下ヲ利ヲ歎ヲと
 競ヒ争ヒじ善相公ノの言ヲ我レ 朝家ノ神明ヲ統ヲと傳ヒへ天陔ヲ疆ヲ
 と開キき土壤膏腴ノ人民ノ度富ヲるシ故ニ東ノハ肅慎ヲと平ヲ北ヲ

ハ高麗成條一西新羅と虜ハ一南吳會と臣と一三韓西
蕃と稱して内属一唐宋の使譯於是財と納秦漢華胄こ
れが為る歸化をそ志する所以と原は國俗敷庶民風忠
厚ハ一々賦税を輕一徵役を薄一上ハ仁と垂て天下賦
收ハ下ハ誠と處て上と戴き一國の政務一身と治るが
こと一故は范史君子の國と稱し隋帝日出の尊と推し
その後學政怠倦て風化漸く衰へ取彼去此淳樸益散ぬ其
始也 欽明の時佛法初て中土といふ 推古以後
はや好熾ハ一上ハ羣公卿士より下ハ諸國黔黎におよ
ぶまゝと譽て資産と碩て浮屠と興造一競る田園と捨る

佛地は投し耕夫と放し寺奴は元ハ天平に到て亦以爲
別せしめ逆は三寶の奴と稱しつゝまゝ其堂宇の崇麗
土功の繁穴賦歛助役此を以て煩重く靈山巨材此が爲
は空瓦く天下の半は過る之は偏重なり於是山澤の氣枯
渴土金の精傷耗て年穀成て其實少く人生て其才既尽
る寸蓋は工高僧僧ハ耕人より多し又浮浪妓倡ハ工
高より多し多し夫も天盖人なりが故に女を屬て原濕と
壑開江海と埋展て糧と衣食乃給足と爲る卒に漸浸の
弊不返の禍と馴致し威權下に移て武人吞吐し保建極
文の間は洎で天下の喪亂極まり痛しうゝどや然とい

魚ども今古と以て態と殊りや便感表と以て其則と焉
ど爰に承平百年再び七五の運に復り世劍徳に帰し時
文明に属せり蓋進雄尊神孫の爲に天下と強濟し力を
竭して播殖を以て其後て来たる所苟も以て何るりも四
方金浪の貢渚蕃の互市と祈る毎年西肥に輻湊せり是
實に六合每雙の域五穀豐饒の土といふ魚一乃是
祖宗極と立て教と定て天子奉りて治めよ此乃に
し其徳の威なり其業の大なる固より之と歌頌し著
し之と金石に勒はれしと綫傳ふ所の亦茲に在るもや
今吾、南山侯方に宗社と敬い特に農桑と勸めよ其

陰陽と考へ時節と授けりて耘耔収獲の方を以て
法故に従事して利物の務と明しせむおやとお母を
典故照例各、百條ありて彈く述るる況や土産區
に別き五方宜と異るとはふそのハ之と老農圃に咨詢て
諳悉親切なるは是く危くはかくのあはくも者
復斯に辨と費ははるる凡事も凡事も郡縣と巡檢
し百姓と撫接するハ固重事なりて邊鄙窮巷或ハ文
子孝く惠化速くぬことと恐も謹て来意と神聖に奉
けし帰寧と舊章に探り傍勅植ふ及び其今古に在て
宜く觀識を履きそのと圖象して出るとして美が一よ

由^{ヨラ}之^スめん^スことと^スお月^スと^ス是^ス亦^ス吾^ス 南山^ス侯^ス公^ス民^スと^ス任^ス郵^ス農^ス
 桑^スと^ス勸^ス奨^スあ^ス乃^ス微^ス意^ス耳^ス
 享^ス和^ス二^ス年^ス壬^ス戌^ス秋^ス八^ス月^ス穀^ス且^ス
 臣^ス藤^ス原^ス 國^ス柱^ス 謹^ス識^ス

奈利波比

書紀○書紀即大日本書紀より以下書紀と云者
 皆倣此○奈利波比ハ凡國史農と云業と云亦奈
 利波比と訓め又稼穡耕種と訓と國と云いハ一
 人具業と云種波比車波比と云波比乃古呂と訓田
 万葉等子田莊田宅田家の字並子奈利登古呂と訓田
 とも奈利と云ハ田ハ物の生地な是地凡木の實な
 ぶ菜の根なふと云ハ都て實と結ひ根の着るきく
 生と云俗ナ物成といハ此意なり人の
 書紀と云奈利と云ハ亦この意なり
 農書萬氏一曰三農注三農山農澤農平治地農也○周禮以九職任
 關土植穀曰農又厲山氏有子曰農能植百穀後世因名耕
 毗為農左傳注種曰農斂曰穡今按稼穡の古と合てい
 ば即農
 乃

蕃名^スツクケル^スウ^ス上^スル^スキ

古者伊奘氏天地と部分して人倫地理と賛育し夫と

なる婦とわたりて教學の原と啓発し於是天の下の君を
と定めて所邦と號して千五百秋瑞穂國と宣ふと既に
天造草昧御代よりいよいよ千五百秋ハ國祚永久の義
千秋萬歳といふごとく秋ハ百穀熟ふの時めて瑞穂
ハ稲穂のこぼくくを又穰登潤饒なりといふ又火と
其訓かふるを天地一大環は只水火のふくみ阿羅と統
括相生を仰其大奉ハ一の 日神と歸着の大道ありを
いふもは斯國と以後ハ大日本と文字ハ填られぬ
夫土地阿れば人民阿ると人民あはる君臣父子乃通
なり君臣父子乃道ありとも百の種津物ふられハい

物と生一國となむことありは物と生一國となむと
其物給一賜さば民と命成續ぎ生と神一が
故に千五百秋といひ瑞穂の國と號むといふも
七聖の御代より出く美女と鑿たむい其勅のまに天
津日嗣の天地と隆まはぬ一其稲種殊に今にむふまで
他くは勝きて美きと神世より深記所由ありける
と滅ぶるふかを人の世とわたりはむ業はいつま
りたの義成おろかりやはかりし是 祖宗國と
治め民と安し治ふは穀種豊饒と先一人と善い物成
生るるをともく君さるの任とふし治ふ地の貴きこと

よ過ぎるハ何ぞ致屋一有職傳曰有土則有人人者以
衣食住之三而立焉 二神降居殿馭盧島化成八尋之殿
居處之設於是立焉其其次子稚産靈神と生々蠶桑と五
穀とを分せりといふ一五穀乃名初くありし間一
なる又饑荒ふ時子倉稲魂命と生活いといふおとほ
いふしつと年子豊凶何れた也一みく其凶歳子多るい
て萬民地饑也即我身の饑りも才子切よおとほしめ寸
の御心かりゆゑよ己の心と饑もろことく後く民と救
い災子備へ給ふれ御心と下されしといふおとほ夫天下
の饑と自饑ふと云ふされし其親切著明なると思ふし

按よ飢饉と宇惠宇々々云種藝と宇惠宇々々云本
がな種事とふやと是吾 邦天然の言詞訓義の妙也
之よ次でハ 日の神天ヶ下と志路一穴と路は月夜見
尊と天使として保食神の農業と見聞よ世まこと何
月夜見尊ハ即素盞鳴尊の御事と云えり天子に亞て
國代宰政と主まる大節大任の重き御事なりと云人と
もく農れりと検察仰付らむしと政道の第一となふ衣
食の本源なるは小官と委任し治まざる醒るゑと云見
え事今西州の俗中秋の望月今年の新穀新葉と一葉
里着太古の遺志うふ子素盞鳴尊公田と云ふといひ
風やらま 志うふ子素盞鳴尊公田と云ふといひ
一云くの状めくくしゆせりば 日神と云ふり

怒り^{イカ}は^ハく^ト盤^イ戸^トさ^シて^キ引^キ養^ラら^ル始^メは^ルい^ルか^ドと^シ天^ガ
下^ト常^ト晴^マと^ヤなり^リ一^ニは^ハ此^ノ時^ノの^ノ事^ヲも^カん^アり^ク是^レ素^レ
尊^ノ宗^ノ廟^ニも^テ供^シ給^フ一^ニ人^ノ民^トと^シ生^シ育^ス一^ニは^ハ大^ノ節^ノの^ノ田^ノ地^トを^テ
一^ニ荒^レ暴^ノの^ノ御^ヲさ^シる^トなる^トは^ハは^ハふ^クと^シつ^トよ^ニに^カま^サせ
一^ニは^ハ天^ノ位^トと^シ臨^メ物^トと^シ療^メは^ルよ^シむ^ル是^レあ^リて^ハ田^ノ農^ノ
こと^ハ愈^ク大^ニ切^リ多^クな^リ一^ニは^ハた^ノふ^ク一^ニは^ハ逆^ニも^テ素^レ尊^トと^シて
出^ル雲^ノの^ノ固^ニも^テさ^シる^トつ^ト日^ノ神^再い^テ天^ノが^下に^カ登^リは^ルい^キ
一^ニは^ハ皇^ノ身^ノの^ノ親^ヲり^くす^トも^トも^ト天下^ノの^ノ生^シ民^トと^シ畜^シい^テ祭^ヒ祀^スは^ル
薦^ツつ^テ危^キ田^ノ穀^トと^シ傷^メは^ルゆ^ニ私^ノ恩^トと^シて^ハ公^ノ義^トと^シて^ハ差^シ別^ス
一^ニは^ハ寸^ノ此^ノ等^ヲ七^ニ五^ニは^ハ聖^ノ代^ノ民^トと^シ恵^メは^ルこと^ハ只^ニ我^ノ子^ト一^ニ身^ト

も^ト志^シは^ルい^キふ^ク不^レと^シた^ニ下^ノ民^ニも^テ亦^ニ父^トと^シ母^トと^シて^ハ上^トと^シて^ハ戴^ス
冠^スは^ルけ^テ不^レ是^レ蓋^ト一^ニは^ハ祖^ノ宗^ノ人^ノ心^トと^シ固^ク結^スら^ルこと^ハ牛^ノ涇^トも^及
一^ニは^ハ皇^ノ基^トと^シ肇^シ始^ス一^ニは^ハ盤^ノ石^トも^志は^ル所^以に^カま^サり^テの^ノ德^ヲ澤^シ隆^ク
厚^クなる^トは^ハ志^シは^ル金^一と^シされ^バ古^ノハ^男ハ^耕一^ニは^ハ女^ハ織^スること^ト
一^ニは^ハ日^ノ用^レは^ル行^フ事^トを^テり^テ天^ノ照^大神^ハ日^ノ位^ノの^ノ尊^ニも^居
一^ニは^ハ神^ノ衣^ハ以^テ織^ラれ^テて^ハ天^ノ神^ニも^献じ^テ神^ノ農^氏ハ^躬耒^耜と^シて^ハ作^ル
一^ニは^ハ民^ニも^亦一^ニは^ハせ^テて^ハ堯^ノ舜^トと^シて^ハ試^スん^トと^シて^ハ子^ノ九^ノ男^ニ
一^ニは^ハ女^トと^シて^ハ畎^ノ畝^ノ中^ノに^カ事^ヲつ^トて^ハ一^ニは^ハれ^レが^ハ後^ノ世^ト
一^ニは^ハ一^ニは^ハ之^トと^シて^ハ觀^テは^ル帝^ノ王^ノの^ノ子^ノ女^ハ一^ニは^ハ農^ノ夫^ノの^ノ家^ニも^仕給^フ
一^ニは^ハ一^ニは^ハこと^ハあ^リふ^クを^テり^テは^ハ一^ニは^ハ蓋^ト太^クの^ノ事^ハ天^ノ地^ノ

間相去未遠と見えたるもかゝるに君ハ九重
の雲の上ニ任治へどと辛苦艱難と忘まむば民間のこ
と誠志治めしむすこと吾身の疾痛より切なきは
この君ハ稼穡の業を専一に勸め治はざるされば此等
此こと誠治むしむる百乃官と敷置はるはふとい
ふときハ士なるもくはどし人として治るものハ人
もや
ふも何れ乃理なれ其民と品第して物部田部工部服
部ふと見えハ是今の士農工商といふごとく志
ふに世降る俗澆らむより其君主するハハふ及
むと而の官ハ拜らむかどの人多く其父は庶民ハ阿

らざるとバ貴富の子弟ハ未嘗て稼穡乃艱難と志
ふとなく恒ニ宴逸と志く意氣と張り家と肥朝に夸
るを志して生涯の世樂と相とい遂は葛燈籠と見えは祖
宗と田舎の野翁と嘲り笑ふよむる況や勞と避く俛
み支那ハ千萬人の情なきバおのこ士として人と治る
の職に在り分りし飽きて田禄を受く妻孥と育の困息
と忘る稼穡の艱難と顧ず工商といふごとく其なを所慮
直らざると工夫と費と傭價と高貴ふも亦稼穡の艱
難と顧む故に農と道て工商よあるもの多く或ハ農よ
入るものと聞は水火の苦楚と被が如く隠忍を志す

虎狼と畏るるに似たる農ハ日を下り暮して且賤く平生
 荒歉に^{カシ}くるりみく終身樂土の地と志^シて一歩^シび風冷^シ
 燠蝗の厄^マに當りハ牛馬と鬻^{ロサキ}く租に償^{ツク}ども^{ツク}守妻子
 と質^{カレ}りて金と賃^{カレ}とをたらしを^{カレ}致してこれを^{オキ}賒^カど
 とた^カぎ終^カみ其田地と法却^カし家と破^カり地と掃^カく一年
 の調庸^{アテ}を充て百歳の身と失^カれ及^カび^カかくして^カ幾^カの
 時と^カ強^カる^カを故郷^カに立歸^カるべき便^カとなく或ハ心なきを
 の^カら^カる^カ各頼^カり^カ誘^カは^カ耕作のことはいや^カと^カ浅^カく^カ行^カて^カ都
 の栖居^カと面白^カくと覺えぬ^カる^カま^カ果^カハ市井^カに^カ墮^カりて^カ長
 く^カ浮浪^カれ^カ徒^カと^カなり^カと^カあり^カと^カ其跡^カを^カ残^カし^カる^カ田圃^カハ

珍^カま^カと^カ荒^カる^カて^カたま^カく^カ其田^カと^カう^カけ^カと^カ作^カる^カその^カの^カ
 多^カふ^カ隙^カふ^カと^カふ^カち^カど^カよ^カ浅^カぬ^カま^カば^カ土^カか^カい^カ掘^カなら^カし^カお^カの
 つ^カつ^カお^カろ^カ地^カり^カあ^カし^カて^カ假^カ令^カに^カ濟^カし^カる^カぬ^カま^カば^カ田^カと^カみ
 の^カま^カけ^カく^カ糶^カか^カち^カあ^カし^カて^カ何^カも^カぬ^カる^カかく^カば^カう^カり^カなる^カその^カ
 今年^カ幾^カ人^カ明年^カ幾^カ人^カや^カそ^カ年^カ積^カり^カて^カ一^カ村^カみ^カふ^カかく^カの^カだ^カと
 く^カ逐^カり^カ一^カ邑^カよ^カ及^カい^カ邑^カと^カり^カ郡^カよ^カ及^カび^カ上^カ下^カ舉^カる^カ皆^カ穢^カ穢^カ地^カ
 苦^カ患^カと^カ免^カり^カま^カば^カき^カの^カふ^カと^カり^カあ^カり^カ只^カ貧^カ乏^カの^カ間^カに^カた^カめ^カら
 い^カけ^カく^カ利^カ得^カれ^カま^カば^カそ^カ何^カも^カぐ^カと^カさ^カむ^カり^カの^カお^カと^カい
 の^カこ^カ出^カ来^カて^カい^カと^カり^カの^カよ^カり^カ人^カと^カ直^カなる^カを^カ及^カて
 才^カの^カ煩^カ累^カと^カて^カ何^カも^カか^カら^カふ^カハ^カ入^カや^カと^カり^カさ^カく^カは^カ於^カる^カ民

の良心を失はざるが為子喪^ホび士乃節操とこそまが為子失ひ
宰輔の大義とこそまが為お七い君主とこそまが為子天^ノ
代く人と善人の道と治法のこと何れも守上下おとど
惟利を志と務むるの極にこそ不慮一夫かくのぶと
涓^ケく^クの流涕然として樂く履くことおとあるハ一期一
夕の間は阿らずともお履きおとよわ

附言

兵農相分も文武二途とあるおと一はるるハ誰と云
ぬることおれと云おのれ一はるるや海と云
こゝの異なりと云能くお履き事おめを三宅觀瀾

曰彼以文立我以武立學者須先識此體制此語これ要旨
と得きりつとべ一加茂真淵曰諸臣と文官武官と分
て居ハかゝの例と云い行る今條おどの時おのさ
きおておとめとみおはき武き道とて仕事と
費^タめ^トおと既^ニ今^ノ定^メる^後を奈良の朝^ミぞは猶
之^レと費^メおぬ^子諸臣と云てそのお八十^ヤ伴^ト緒^ヲ
と八十^マ氏^トと云おぬ^子款^トと云おぬ^子菅原俊仍曰竊誓^ス
皇和之古山水秀美五穀豐饒 神聖垂統政教畢備海
内以為自足不知復有他美也尚矣蓋有國是有土焉有土
是有人焉有人是有道焉孰國得不然亦自然而然者也迨

乎海路已開儒教釋典逐年入來猶水朝于東日出所照不
乏其人文字之學亦大行焉我先王天地之量忘彼此之
疆廣容衆美以經綸乎國俗於是乎有體制法律加于前修
者淮南子所謂同不可以相成必待異而後成王符所謂攻
王以石洗金以鹽浣布以灰洗錦以魚皆以異攻之而成其
美者也而規模之大瞻視之尊職掌區分曲有其制故不能
各恣私智儒釋百家之業並行而不相悖遂以至典章文物
之盛孝子義僕之頻出于民間萬國莫與比也如其義氣貫
日月壯心吞英雄拔山扛鼎之力驚神泣鬼之謀實獨步乎
宇宙間是以屹立于淼漫中勢如盤石兵雖有猛虎采頤沃

土之珍長鯨瀾毒滔天之濤者然不能窺於我藩籬亦世界
通國所知也耳矣苟生斯靈域者誰不自樂乎第已有異
方之學矣則不能莫異同之見也乃釋有兩部習合之妄作
爲儒有華彼夷我之非禮焉彼事彼我我於是乎彼此之
分立焉乃始有國學自爲中葉以降武將握權翼戴皇化
鎮制四夷乃又有武學自爲蓋非外乎文也以武人爲業也
史道の文武の偏立をく後醍醐の帝文武二途
かゝり宣ひこといみじく大日本史よふふされしを
宣ふことわさば又兵農の分まりあはれ乱れをさす世
よぶことわさば又物部とやハ今め

さもらひてゝ名も似て文武越兼しあり古ハ武と貴れ
しハ文官武官といふも凡の諸臣を物部と云りて物部
之八十伴男などハ其部属の長也又大伴大來目等の氏
人督將元戎内兵として奉仕せらばは武事と以て
皇朝の守護もさもらひし也後の稱を以ていふは彼中
臣忌部五部などハ文官也大伴來目などハ武官也とあり
又農穡と業とせらるる田部といハ工匠手組部といハ
布帛と高と服部といハ魚塩の利と通とを間部とい
ふがごとくは清物部も分ち稱へしは物部の名乃稱りて
後ハ物主物頭などといふもやこハ神の世ハ大物主

命軍將たりし亦號と大名持といつる是大名物主
どもげつはものかいられ稱と後りし縁ありき
天皇曆仁元年二月十七日關東將職原鈔曰侍者親王大
軍上洛可然大名一人不漏參洛臣以下諸家恪勤之名也又五位六位の侍とと太平記ハ
四品以下の平侍とと又源氏ハ殿上と稱してさ
らひとるゝ侍所などとは是より出づりし申者まで
と禁廷の交番と勤らふハ奉所踐履ら侍と稱し一
段賞賜せられ或ハ奉國に飯了と京に候ひし名は呼て
帯乃先生平武武者所ふと自称る
東鑑頼朝卿命曰京
都警衛勤厚御家人
等者其賞可超
過關東進士
令の時け諸國ハ軍團とて武官とて武

事練習の者と撰て兵士とし兵士の申めて京に奉らる
と衛士とと淋に士とといつり此等朝廷の守衛に侍じ
わて兵士とと淋にららひとと稱ふは出来ぬ古今集東
歌に御侍御傘とともうせ字垣跡のたれ下家ハ雨は海と
と申 按に式ハ衛士とて担夫もえらる申ふども是
事とこれ下官に使れし事あり夫我大むりハ専武
と多く法西軍固大毅小毅と移されける頃よりいり
兵士の輩久しく居るの下より崛起せしめて又朝廷交
番の公卿とバ小番とといひ此等より交番の物部とバ大
番と云ふはと何の 宣胤日記とて次第はしは過す
内々外操の小番 鍾倉の頃までハ將軍家臣の事とバ郎
衆候之といひ

等郎従ふといひて適はは小侍の称ふといひ
召加小侍 依別仰也 されバ士もまた民もまれ京都に奉公せ
る者は存國と歸ると一等の官人の扱ふもてあしり
今此風儀吾南島子遺るは事とも何り凡農ハ其分の才
藝を以て士と為るといへども高貴ハ絶て士となりあは
は許さればらハ世の通法也 西階の書も使工高不蓋
王世の時君に事する者皆臣と稱を國造のおとす 國御臣
の謂ふて陪臣と家臣といひ遂に奴隸とハ臣といふ
は亦上の服事なるの總稱也 高貴を以て高子といひ又
の物部とてハ家臣と侍と稱せしむるも然し後來世の乳子遺て徳國
と稱せしむるも是れ也

東鑑善波 又次郎被

の民庶兵畧も極一軍功を昭し
 一旬餘の民ハ農とのこなりて下
 野の者といやめり
 是兵農相分るの勢なりとき
 物土ふてハ通鑿唐紀云得兵
 十三萬分隸諸衛更番上下
 兵農之分自是始矣とあり

稻 菟 ワカニタニ
 美多麻也又神武紀 糧名 為 嚴稻菟女
 屋船豐宇氣姬 ヤフチトヨウウケノメ 古事 保食神 ウケモチノカミ
こり受穀食を奉持し 保食神 書紀云 和名 鈔子 宇氣者食
て今俗に傳授を受持て伝 稻荷 イヌカ 訓 栗口 保食神
の腹中子生稲と云え 御田神 ミケノカミ 一名 佐具 慈即作神
御氣津神 御田神 神祕書云 或三 御田神 一名 佐具 慈即作神
御氣津神 神祕書云 或三 御田神 一名 佐具 慈即作神



成形圖說卷之一

十八

彫工 藤田金六



宮神亦三狐神と
おろし俗字あり

農神詩話一より田畠

以上左傳稷田正也
之長五穀衆多不可偏祭故立稷祭之
周禮設其社稷之壇而樹之田
主註田神后土田正之所依也

先畱 禮記註先畱若神
農后畱司畱是也

稷 田正
田主 田神
穀神

蕃名未詳

謹按伊勢の外宮以豐受大神ともなる豊受とも以義

と仰き知悉し 此外宮の神事ども迄あるは其の辨と
條及駿河風土記ふどと併考大殿祭祝詞曰屋船豊宇氣
べし此に係らざれば記さざれば大殿祭祝詞曰屋船豊宇氣
姫命是稻靈也夫我 邦と瑞穂國と歸し豊秋津洲と

と称すは五穀豊饒と基奉ふ人の理ふれど豊受を以て稲霊とハヤリくる 太祖元神斯國體と固有内々て千万歳の後子むるまで國常子立せし神の道を行き傳るとくや益稻魂保食皆同徳の神とて稲魂ハ五穀の霊にして保食ハ先農の耕種と善らる者也是農神ハ稻魂のつとく先番ハ保食と似しる也又后土と社神と土御祖といつるがごとく洋か梅子稻荷ハ稻魂乃社跡にして山城國紀伊郡三峯と本社と以文徳實録ニ稻荷神三前と阿比本殿倉稻魂社第二殿素戔鳴尊第三殿大市比賣也畿内志曰稻荷神祠山有上中下諸神記曰 元明天皇三峯因號三峯稻荷或作飯成

和銅四年二月九日倉稻魂神始現于伊奈利山以長曆推之則其日當初午日今不用九日而以午日諸人參詣俗謂初午參○日次紀事曰二月初己午日稻荷社參俗稱初午詣又謂福參社家毛利氏調進新穀今日農民參詣特多門前家々賣百穀并雜菜之種子是 本朝衣食祖神宜子尊崇之也又曰當月土用中農民擇吉日浸稻種於水若初午在土用中則必用其日也今按倉稻魂と二月子祭とハ當春既子農事と興行の時あるがゆゑ子仲春の候ハ新神と祭とるるべし和洞の頃より初午と用と初平祀の事久しきより字えり源隆國乃今皆物語とじり二解乃はトめ午乃日ハ京中の事賤稻

荷浦うでとして何の事かありある年迄浦官の舎人
ども多しなり萩田重方が下野公助素武負茨田為園程部
公友多し解袋破子河ふどりて所迄まき多しなり
乃社ちりきあて是していつくも女新あひたり
上着は江梅萌葱るどかきよきあてはめりく何ゆ
り此舎人共をみよ女末乃存立りれり舎人と舎人
どもとりきこつていといをるて女が形と足んと就
仲重方ハ存りりつろくしき心あてき妻を常にい
るると然らざるもいといをりて色りるが此女
自然に立るといふりて色りてお海をうり相りて
如くしていりるハ事とちまいさく人乃新なりあつ
るにの海いんおときりていといをりていといをり
扱て敬つきりり重方が云わが君も其は残妻ゆりて
侍どもと志や頼ハ様似て心ハ賤婦りおとりぬまバ
去るんとおもいどもは寝ぬふ人るさき何りれバ心よ
つきあていん人ハ足あてき其引く人ハおゆりて
かくゆゆり也といつた女其ハ誤飲飲と同ハ重方此
御社乃神をきりめせ年果此事を思ひてかく多し
るまに神の場をうりて思ひつるといふいみくうれ
大也御前ハ寡子ておたすり候いけくみ海しきれり

いば宮仕女みいりは男をなくして相老のせ人ハ知侍
侍は仕女もせんりと思ひふら多しなり
侍は身の中く末を祈らんとめよは御社を清く
つる也誠子思ひまいふバ都所とも知り世書りて
バ重方大ハ喜びまをりて頼もあて女り胸のゆき
馬帽子と信ハあて御神の祐りてか又足と踏入き
せめいぬをうて是より系り者ハ又足と踏入き
いひてうけふして念入り此女重方ハ誓と馬帽子
おしはてしとあて重方何志まのせと仰きて女り顔
と足まは我妻也重方吾御前ハ物まくろふ候といハ
女腹と立て己ハ何とてかく後めづる志ハはさふ
同僚りりの信ハあて重方何志まのせと仰きて女り顔
信ハあて重方何志まのせと仰きて女り顔
つる今月りわが許は来りまバ只今増いバと
御社の御守りかきあていんこくハ使借しはる女り許
子新ハしとのいんりりてえり者り男女乃中ふど
福荷子新ハしとのいんりりてえり者り男女乃中ふど
わさどといと西土より二月社日とて農事と祈
あてあてりや

大鼓と鳴らるる多々見えたり
歐陽永叔田家詩 緑
楊高下映平川 賽罷田
 神笑語喧又王介甫詩雖又頭碎雨雲のいりり
非社日長聞鼓と作り
 つくは雲雨に稲のみのふとつと持
又剣匣の稲
三條古鍛治宗近 稲荷山の埴土として鍛治せし
事あり又小鍛治の徑 小の明神狐と現も相槌とあり
ふとつとの弟子とありて剣を造るは山郷は瀧
りよ おのさ系に記しぬ大日本史曰 延元元年足
利尊氏 反而偽納款 後醍醐天皇乃還自延曆寺御華山
院 三條景繁奏曰云云帝夜蒙婦人衣使内侍齋三神器從
壞垣 而出景繁擁帝上馬受荷神器與忠房親王俱從之時
夜深 眞暗咫尺不辨帝行望路傍隱然如有祠宇顧問之忠

房對曰是稲荷祠也因作歌曰野羽玉乃暗伎夜見路尔迷
フナリ 朕尔假奈牟三乃燈為拜而過條有赤氣如炬起于
祠上 照曜路上明如晝日隨光南行天明至穴生是聖天子
精液 乃致しあふる魚
延喜三年 藤原時平修造稲荷社製上中下三燈故
日三燈 東鑑文治二年頼朝卿修造稲荷社上中下正殿
拾遺集 又平定文稲荷よりまきてありける女乃その
ソイ のけのいんとして侍らざる稲荷山又
社の かごとく人とてさるべきとてをいへり
女俗 傳へり稲荷乃神狐と使令して按鎮座傳記曰
宇賀 御免神亦名専女三狐神註三狐即御饌津也古ハ食
と介 といふは御食津ハ本稲荷神乃亦名ハ
狐 と介通といふ轉して伎通といふはさるるに

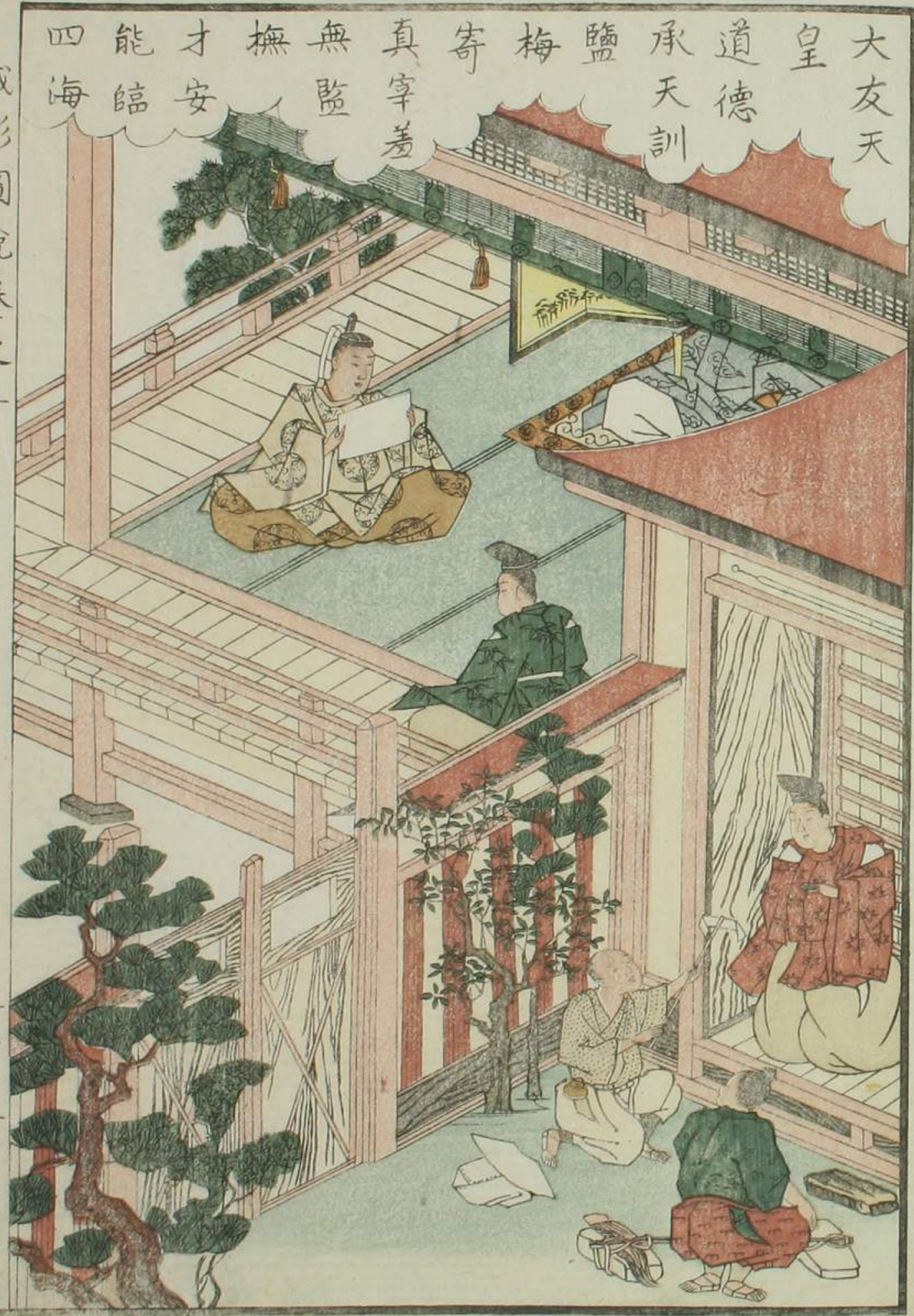
又え〜
神祇拾遺曰稻荷社勢如三狐の由縁より本
 狐と安直に或書曰稻荷大職冠道是公稻荷
 七社中一社の白狐を祀る其事陸原記に阿里陶原記
 ハ強足公の記に狐を祀る極く乃秘本也祐長記曰御
 食津乃字或ハ三狐を祀る又江戶王子稻荷と云ハ伊
 荷と稱するものハ保る又江戶王子稻荷と云ハ伊
 斐諾尊の皇子事解之男と祀王子社あり故の名を又
 本朝俗諺志多空海が東寺の前まで稲荷をつる籠又
 起しより稲荷が東寺の結さよせしむるは稲荷ハ東遊雜
 東寺の傍ニ階長者が事と誤り傳へるなり
 記曰出羽国羽黒山ハ祭神稻倉魂あり稲荷明神右を稲
 熟して民家始て州入日稲束と一段高く置て酒かど飯
 つり家内の者集りて食と命と保りの恩と謝し又豊
 年と祈り〜するるといづの次より佛氏より怪誕
 と加へ〜諸人と感〜愚るる者ハ稻荷ハ狐とおもひ居

ふあり然ども今〜東都諸侯旗本の屋敷〜
 稲荷の社あり〜知行所の豊作と祈り〜ハは古乃
 風儀乃遠〜のち〜抑稲荷をかく五穀の
 靈神ふかりゆ〜今諸州香華の盛るる蓋亦所由
 わふと〜
ナリハヒハ
 ○崇神紀曰農者天下之大本也民所
タムテ
 特以生也以大田田根子為祭主仍定天社國社及神地神
ベラ
 戸於是五穀既成天下太平矣故稱謂御肇國天皇也
 祭〜大田田根子〜
ハツクニシラス
 重られ〜御肇國〜
ホメ
 稱〜
大田田根子
 の子姓ハ姓
 氏錄初夏百首俊頼の歌〜初苗〜乃玉枝〜
ハツクニシラス
ホメ
大田田根子
 の子姓ハ姓

つて五十籬シまのつむじと一つくり紅は侍は田神祭の式
は五十籬シとて神酒ニも急ふとすは大豆マメ畑マキやて髻ウズ華の
やうにもちやと一ハ翼津御年とて稲の名也○田神祭
の初日夫神代は十町町の田あり保食神乃依り初一所
なる此田志一れありよりゆき志の末乃末までをば
アまさる御田神さればその十町町の秋乃たり穂
甚い快く穂の長さ一尺八寸許あり其穂の稲の
米ふれバ粒のふとさ一寸八分ころと此米と飯は
かゞは天下萬民の命と継く酒は造まば泉と湧て不
老不死乃菜とある條につけて祝の歌のからんとある

是と服キめとくハ衣の日と何つと冬の日とやう
ら此田の神乃皮膚のぶとく何とくと包ゆとこ
ころこれ一我とまらや十町町と初と一町田
のありまがといとて耕と妻の初より納る秋の夕
まで一粒万倍とある神あると今日の大オホミカケラ神樂 天照大
神と初まは諸神と初清しより神具と供し神酒とそ
一染シキとと一のへまり膏と色軟中とある頃までと御田
神と清せどして見若きものはあつとハ必土乃人の命
と継く田地の本流忘れり其ハとも何となくと何れ
天照大神の勅と受け御田とある神ふれハ五穀成就

の嘉とまらふ神樂とのこたの樂とてやせ又是ハ何
 たるゆゑとわらふらん子孫繁昌の子やとのまとい尺二
 寸よといとめて申とくおめて作りたり飯といともめ
 ーりいともあり 田神舞ハ面とかけ頭ハ瓶蓋といひ
 ぶき子よ飯匙と幣といはれとく
 めて舞禮月令季秋命冢宰舉五穀之要歲帝藉之收于神
 倉註要者租賦所入之數藉田所收歸之神倉將以供粢盛
 也漢置藉田倉供粢盛置令丞即古甸師唐宋曰神倉羣邑
 每以乙未祀先農○事物紀原云今人以歲十月農功畢里
 社致酒食以報田神因相與歡樂世謂社禮始於周人之蜡
 云



天邑君書紀○按子邑君後子村翁村主ふぐんえ

田部亦田邊縣主事以上古田令稻置郡司書以上

類聚國史郡領村首孝德紀注民部卿天武紀○延喜式

稻公蓋稻置萬調奉司穀と萬の調の司と云名主東鑑

所職東鑑○日次紀賀茂祭田所六人掌檢村長公望村主東鑑

原康富記字よんゆ蓋大戸名主の畧村長私記村主今の莊屋

承久記本給人村主地下人莊官室町日記○今の莊屋

いづる名と郡方農正春秋正義田畷毛詩縣吏史記農率月令

農師堯舜農官農正正義田畷詩毛縣吏史記農率月令

田官食貸稻田使者漢書藉田令典通力田常員惠帝紀

農都尉魏志農圃監東都類苑田正會要○以上玉農官

郡官地官以上文獻通考稅官過庭錄租吏致富全書

蕃名レニテメーステル

古語云天子之職莫大於擇相宰相之職莫大於進賢宰相不以進賢為急而惟以貨食為心非為上為德為下為民之意也抑人々任事の道亦難しと云
一神代紀天照大神定天邑君と云ふは是
本朝農官乃始やと見える天書ハ蛭見とハ
司農の神々一々天性耕農の事と好ミ歳と田土
乃中に涇グ取ル又ハ蛭見乃名と負ヒと云ハ一々古者農

穡乃事甚重一天子輔相乃臣とハ申食國政大夫
と云り如き政ハ民と食ふに在の謂ふ一保建大
紀ノ燮理陰陽尊崇祭祀又經營遠通柔懷黎黔
の人々一へる一とる一とる一とる一とる一とる一とる
農師と一公劉復よく耕種と務て一遂一周室と無
やり夏禹王ハ親水土と平る田地と治め外ハ八年
一と一我門と過て顧入る孔子稱之云禹吾無間然
矣卑官室而致力乎溝洫秦一治粟内史といは漢一
必り大司農大農令等あり治平全書ハ明太祖自田間
起注意農事即以康茂才為營田使下令一と一按一成

務紀曰國郡立造長縣邑置稻置公望私記云稻置今村長也蓋公田の稻倉と兼知
伊居司也魏志倭傳欽明紀曰以葛城山田直瑞子為田令
又曰量置田部其来尚矣遣膽津檢定田部丁籍尋拜田
令為瑞子之副王海一田使俊行字難波五郎と始應神
御宇武内宿禰とて百姓と監察せし後とあり七
道巡察使等あり皆民と敬農と勸るの官と非るハ
な一古事成務記曰定賜大縣小縣之縣主と見え縣ハ
年詔曰昔難波朝廷始置諸郡仍擇有勞補於郡領子孫相
襲永任其官政事要畧曰郡領者今之縣官也親民行化實
在斯人續紀曰天平元年任京及畿内班田司元正紀曰七
道巡察使所勘出田者宜即同隨地多少量加全輸正丁有
不足國者遂一民部主税等の御正何員とて省と突ふし
以為衆田

て平治而還文武二途多り山寇海賊手と収ツカりし
も鹵莽滅裂農戸日不相下して相遠き是と上世ミナキキハよか
ずと一視ミルも翅壤隔のミルさるる孝徳紀曰大夫所使治民
能盡其治則民賴之故重其祿所以為民也ミルさるは郡官ハ
必て重き職掌あり夫人の性命と立る存ハ衣食に在て
衣食乃漁ハ百姓乃務レと出ふ事と辨ワる其宗ミナとる司
人ヒト方一魚人の役人何とて年中の耕獲シツケトリとゆレんか
下知レる民の疾苦と觀察ミル寡欲ヨクありて偏頗カマフなき人柄
と擇ヒぶ農業キヒシクハクニと励精レめ好まばおれり民ヨコシは邪惡ヨコシ乃
情ココロなく年貢未進も稀ヒナリなる早潦風霜の侵シモへ蟲蝗イチムシと驅カ

除クの没ミダケまで預ニかゝ置キは足ぬを是上レる人公平小
しく私シかゝ正道ニとて下レは五ニつうふとは何れど
愚オロカ知るる百姓ニとらして其徳と感享サテとふレ何れと
奸智サテと出ス訟獄ニと得ルいニかゝるレ然精出サテる農と
勤シる者ハ褒美ニとせ又引クへ懶惰アラチ乃者ハ罪
科オフと課セ役ニ下レ奉公と我物ニとせ目メの前杖ツエとせ乃
威オキを畏オキて才カラカと動カらやうふれども畢竟我物ニとせざるレ
と多く公事常ニに緩ユルるありレかくの如きハ官其職
を稱カむ民其業ニと安ヤスむと安ヤスむと顯宗紀曰百姓言國
中無事吏稱其官民安其業いニかゝ王代ニのめニたキ

いふはとハ天が下の万民其業茂安着ゆるはといふは其
其本は風俗と云ふをたきおと固めて風俗正しく
後礼義のあつるおのづから也 文武帝詔曰夫禮
者天地經義人俗鎔範也 元明帝詔曰凡為政之道以禮
為先司馬光云天子之職莫大於禮禮莫大於分分莫大於
名其所謂禮義ハ衣食足りて萬民其分を安むるより起
るも其分と安は即風俗の正しきも亦るも風俗の正し
きハ 皇國のつくりなりあり中山愛親卿の
歌よと云ふ乃茲ともいふはなるを華原の道の正
しきは 皇國ハ淫盜の俗なきを漢書よ云ふ一人

民豊樂禮義敦行の地あると續紀に載らるる神靈所扶
禮義之國といふハ唐玄宗乃我に遣る書簡よと云ふを
見雨森芳洲曰唐山朝鮮及我國俗為之三國衆言三國之
智惟我國為最勝舉國家大事係於天下者而論之乃可以
知其優劣矣朱舜水曰 本邦乃唐山よまよふと云ふ
其一よ百王一姓二よ天下の田地盡く公田也三よ士世
祿おとて俸重し唐山の田ハ皆私田おとて士の祿を唐
山ハ為く多く貧しむれを利と逐て其風俗鄙吝なり谷
秦山曰西土之建國以篡弒為基業是以伏羲以來更姓者
三十氏以弒書者二百事其餘放伐紛々不可疏舉風俗之

薄惡為何如哉○谷川士清曰夫弑君弑父非一朝一夕之
故而春秋二百四十二年間弑君三十六我國紀神武以
後四十一帝凡一千四百年矣所書惟二帝而已然俱在報
私怨而非有意于神器者也弑父春秋比々不已我國紀無
一載之者宜乎西人尚稱謂君子禮義之國也○高本紫溟
曰大御國乃人の學問を漢籍法の之讀く事ありぬるよ
ハあゝ大御國志書とてはく々々足るべき物ありた
ほゆる人よハ必みく如の倫ろふは法の志ふくく
たのりくわうゆり理あり物あるびハるの及法あは
らめて身よゆい法治め世の脚とををゆるくす故わ

ざかしくそと一かれ一ハ君とに君ハ法ゆるるりみ
臣を志法うやまふとるる大御國ハ此道よるけ乃國
よととれりいハく人の教とを法んくも知事ぬべ
海ゆりハみつくりたぬ山ゆりハ草むとりバハ大皇の
屋よくそ志ふめふどと法於奉て計あ屋りくも二ハ
たやと子おやハ子法知くハ子と親法慕法道なる
色父きとにわまハまふこく母と三ハハ妻と妻と
ハおとつとめ妻ハうり法守るる法か法すやり非命と
いハ敬よままハとよいまあハいよめハ何と
はな法まてとハかハま法まて法まは法ハ何と
よハ長といと記るまおと法法ハハハ幼ハ志了り

水ぞなるを神代よと年長^サく^リとバ嶽^{ツク}と^ヒて
 五^ノハ友^ニ記^シり^ミよ^マま^シく^テ後^ハも^ハほ^トら^ズ道^ヲ分^ケ
 け^ルの^ハゆ^レハ^テ八十^ノ伴^ノ男^乃お^りあ^らは^しま^して^ハ
 此^ノ五^ノノ^ノ理^ハ天^地比^成の^理の^理の^理の^理の^理
 賤^ヲわ^かす^國と^ハ人^と人^多る^者ハ^皆わ^かし^ます
 其^ノ名^ヲと^りて^ハ體^ト物^トハ^必ず^シ時^ヲ以^テ交^ハ
 也^大御^國の^書と^はて^ハ古^ノ代^乃體^式一^ニ並^ニは^し
 と^尺と^ハ當^々乃^人の^亦を^辞と^ハ律^令格^式な^らば
 尺^々ハ^おの^のけ^の王^制と^ハ皇^帝の^法と^ハな^りて^は乃^改
 と^も家^乃業^とも^とも^ハお^こさ^すべき^ハと^もい^ふべ^し

皇^國ハ^君臣^名分^天地^ノ徹^ミ古^今に^画て^易
 危^うと^シ三^國よ^もご^ろな^らば^て獨^立を^爲す^は乃^改
 入^るハ^生か^らず^の職^分と^なる^は苛^政と^なり^若く^も酷^吏
 令^のまた^く是^レハ^正直^義乃^風俗^也
 され^どと^世を^通る^道者^ハ金^銀衣^食足^ハざ^らず^禮義^正
 直^レ俗^者ハ^短為^私慾^ノ風^とな^るは^淺見^綱肩^曰
 親^レを^侍る^者ハ^猶も^天性^ノ恩^愛と^も賊^害と^もな^る
 之^の威^ハ少^レ君^ノ事^ヲを^以て^ハ其^上下^相維^ズ貴^賤相^和

持の體或不失者何事といへどと乱雜及覆の際君と棄
て恩と忘し敵を降して義と持くその往く是れ何事夫千
萬人今日父母と將養之のを皆おのく其國乃重恩と戴
く其在る處てと寤くとも忘るるべきハ君恩乃一な
らばや林鷲峯曰夫臣之於君雖有周公之功亦是我職分
也と後世屬恥の心滴僅ハ尺寸の功ととく己の力と
眼前の手柄とをわして妄に爵禄と千兩褒賞と希ふと
の少かば其弊おのこ下流に流て農夫及ば稼穡乃
道と己の作得と貧乏有ととく無と一豊熟と偽て凶
荒と稱ふが如き又郡吏を承ふとのと安愉おして行義正

かゞざれば百姓と教化と承ふべき又今日田と耕
穀と納ふと皆主君主人への奉公ととおもはば今夫
皇國をど魚塩乃利鳥獸の肉山海の産まで承ふたると
のけり日出て起き井と鑿て飲む誰乃力とりおるる
き玉運曰幸ハ此御國人と生きて死でるは福とは賄夕
は飽まで食ふ承ふは承てと承る皇神乃恩頼成おとい
は承るべきおと承るべきのべきまなしては承ハいと
とく心のけり承るべき承る土佐の川谷子或人の雜
話談雜せし末ハ生きたるハいあふ國ととくぬまや交
うこれのといふ承る人承ると承ると承ると承ると承ると

ちすゆの里海をば何とおのこハ急オキリ懶モノクて他国ヒトクニと羨ウラヤこ吾
 君とは恨ウラミなきん、と實マコトに憎ニシむ屋ヤの基もときわを嘗アゲて
 と汝ニこ一の土俗チハレ強オキナ沖繩人チヨウゼツジン子守コシヨメぬまば農高ノウタカともハ晨アサハ
 雞ニトリの初ハジメ声コエを起オキて各イデ世セの宮ミヤと競アワセい家の業ノノ勤ツメむ
 ぶ也オキナ沖繩人チヨウゼツジンふどハ物モノ静シヅカけきさモト海ウミなナ船フネよかヨにヨ行ユクるヨ
 一ヒト時トキハ月ツキはハをヲ冥ヤミきガつツたヤうに急イタく物をオソく起が
 一ヒト日ヒトとヤ安ヤスりヲ嘗アゲりガつツくカんケるト一ヒトツツるト凡ツ物
 ぶトにツ油アブ断トして質純ニシきは田舎人の習ナリ也ナリ九ク重ジュウの雲クモ乃
 上人ジョウジンハ志シ々々に都會ノの地チは任め不ハ賞さ魚さと身ミと律
 一人ヒトと令らるも功とならぬたと一ヒト敏スミヤカなる邊鄙ノのと

のは冬ハ朔アサカヒ餉ケを向ムカふまままハ埋ウミ火ヒのとに踞踞クマ一ヒト復タハ
 夜ヨつく更スるまで徒行スき何事ニもまのふる日
 城シロ曠カサレくこ一ヒト明日アスカカ川カハの関セキ瀬セ常トかは為ナる水成ス踏フミが上
 なるかげろふ地落ノ命ノハ流ルるも乃モト原ノ又マタ歸ルらるか分と
 おのいもからざらふと也ナらるうい一ヒト紀キ事ノならる也
 也ナ亦モ禮レイ義ギと存らるやうに衣食ヲ足ルを次やうに其本ノと被
 るは即ス農官ノの職ノ分ヲなすハ其責必ズて大切ニならふとも
 也ナ成ス書ヲよむり筑後ノ柳ノ川ノ老ノ長ノ小ノ野ノ和ノ泉ノ立ノ花ノ三ノ河
 二ニ年ニ家ニ二ニよ分て支配セるに柳ノ川ノ城ノと鍋島ノ直ノ茂
 二ニ攻ラれし時ノ兩年秀才の威と争ぶに軍法一ニ定ス
 頃ノ拔合志ヲぬるといふも一ノの柳川ノ方ノ利ヲ失ヒるも

哉評して曰、世に後世の善清を以て郡守を以て其他修徳のせ
人さくするも、使して二三人一具と名付るもの互
に申づるを合人と先立んとおとせしむ。非義なく主君の爲
にあるものなり。志は公に非ざる。利巧と彫んとて
相使と妬と相奉り乃肝を煎事。空しく窮乏にして
果敢と仰りさふ。やうに人志れども邪魔なり。己が
をいさふ事、得失の善惡を辨む。下くの痛をお
そいよりかぐ。夜と日に迷てと相とく。のへ、我、此、事
智者とある。度、の邪欲深き。因て主人の前より此、事
ハ、好ありゆき。所、某ヶ積り。乃、明の、事
能、あり。い、る、と、相使と、自、乃、明の、事
い、る、ハ、大、の、貪欲よりおくりてむさあさ、ん、は、な
是、因て相奉り。又、中、の、さ、の、掃り。又、威、云、は、な
相、代、官、年、家、その、の、諸、役、人、二、三、人、一、對、は、仕、ね、る
者、中、も、お、い、合、さ、る、ハ、主、の、爲、ま、ま、と、せ、り、合、て、な、ら、ぬ
又、得、有、り、と、い、ひ、る、と、一、人、守、て、そ、主、人、に、大、悪、性、は、な
る、と、い、ふ、郡、守、の、あ、る、と、百、姓、に、迫、合、と、い、ふ、と、直、る、人
人、の、し、む、べ、い、熱、して、物、毎、に、迫、合、と、い、ふ、と、直、る、人
又、ハ、な、さ、あ、と、り、お、老、と、流、俗、人、ハ、主、と、下、の、官、と、執
持、の、る、り、と、下、の、痛、と、志、し、ん、ん、ハ、い、り、て、主、の、爲、る、ハ、

る、る、る、益、き、無、法、と、し、て、得、と、附、る、る、被、官、あ、る、ハ、目、前、の、利
は、勝、て、や、り、て、た、る、と、又、お、り、あ、る、就、中、田、地、方、の、役、目、ハ
此、心、得、哉、此、心、得、哉、允、倉、子、云、人、捨、本、而、事、末、則、不、一、令、不、一、令、則、不
情、い、べ、い、情、い、べ、い、允、倉、子、云、人、捨、本、而、事、末、則、不、一、令、不、一、令、則、不
可、以、守、不、可、以、戰、人、捨、本、而、事、末、則、其、産、約、其、産、約、則、輕、流
徒、輕、流、徒、則、國、家、時、有、災、害、皆、生、遠、志、無、復、居、心、人、捨、本、而
事、末、則、好、智、好、智、則、多、詐、多、詐、則、巧、法、令、巧、法、令、則、以、是、為、
非、以、非、為、是、古、先、聖、人、之、所、以、理、人、者、務、農、桑、非、徒、為、法、也
貴、其、志、也、人、農、則、樸、樸、則、易、用、易、用、則、邊、境、安、王、位、尊、少、私
議、公、法、立、其、産、複、重、流、散、歿、其、處、無、二、慮、是、天、下、氣、一、心、矣
夫、人、農、な、ま、は、樸、樸、な、れ、ハ、用、の、易、と、大、の、倍、百、姓、を、使
御、ら、る、の、三、昧、と、い、ふ、危、し、夫、富、ハ、人、乃、歎、と、る、所、而

して之を致しよ工ハ高ニ去る況や農を後在道ニ
 農稼と賤して金浪と羨ぶより人情日々に利路ニ趨き
 鈿鍔と己子得と以瑋と男女其業と顛倒一鄴下門戸
 と持と心の遠風は何れおの妻女と私窠と
 して散て恥づけの汗俗よむるものあり 先王其然と
 志るや先農耕孤重一質樸と導きと搦り衣食と事と
 るよハあく使風俗と維持一礼義と存る体以て政教ハ
 存と志るふ也古語云帝王之學匪藝匪文畏天之威主德
 為最 後鳥羽天皇の大御歌おの心おどろぐ下を踏
 びるく道何ふ女と人子志るせむ嗟乎天下の否泰ハ

上一人の心よ存つきて百姓の窮樂之は係より君宰を
 らむ人々其不どくは従て治安の道と懋むと豈翹一
 國一城の福もむむや抑 皇國の至幸とや

大御寶

古事記○書紀ハ人民億兆衆庶百姓蒼生黔首等並
 記傳引江家次第曰為公御財調物備進禮と古事
 於保美多加良云記の正しく見えたるやといは

多美

即民不古語拾遺ニ田人書るは家夜物落多
 義多臣亦於美と訓益大民多君多對
 君ハ諾册より出て君多者臣多民多對
 耕人同上 田子書紀○多く教み承り任二集片山の
 のみぬつらん今擔桶と田子とつらふのたは包
 のふれハ也登ハ包丁ハ存包丁のつらふのたは包

丁刀あるべき哉やぐく包丁とのいふがごとく一樹は海
 蠻志云民戸強壯可教勸者謂之田子田丁と云えり
 佃人出雲風 賤子 万葉集〇志の反もなほ鮮民とい
 けハ助辞あり名称ハ非を芳雲集より立て田つ
 らの里より多むむをこ所ある春のおのりよきとい
 民種歌よ草乃義風を船て民乃草葉民此千葉ふどよめり
 なびく子世 皇州 猶公民とらふがごとく藻塩州よ
 乃秋まで 野民なりと注せしハ切らぬ
 大戸名 百姓 出雲風 佐久人 佐ハ田稼の大名洋
 農夫 詩毛 農民 前漢 農人 歸去 耘夫 唐書亦 田民 文説
 〇即毗也 種戸 宋 租戸 綱目 税戸 糧戸 課戸
 亦田父 耕戸 經國史 耕人 大蔵 佃戸 訓蒙
 獻通考 耕戸 雄畧 耕人 一覽 佃戸 字會
 蕃名 アツケルマン 亦ラントマン

大戸名ハ孝徳紀ハ村首とある首とて名ハ主と毎小同
 紀ハ凡戸主皆以家為之とんえて一戸々々の主と泛稱
 へいふあり 豊太商の令書とおとふる百姓と二よふ 出雲風土
 記ハ天御領田の長ととらり 又孝徳紀ハ五十戸為
 故ハ万葉ハ五十戸主ハ後ハ戸頭と書せり 元正紀延喜
 戸長と書り 按ハ冊府元龜云天下百姓 又蝦夷の地ハ郡主地頭と云者
 丈夫戸頭者宜各賜爵一級 又蝦夷の地ハ郡主地頭と云者
 云く其部落一村ハ於登奈と稱し酋長ありて事と執
 事と云於登奈ハ即大戸名とて上世の遺称あるべし凡大
 戸名ハ某門の某と名呼て各田所ハ就て門名あり其門戸
 の主あると大戸名頭とせり又いふ一門主あり 田主あり 豊後



彫工菟田全六





沖繩より壘ウラベと云ふに
 二十人許ウラベと云ふに
 とし前後に立ウラベ
 ての土と云ふに之と
 揚土と云ふに之と
 寄嶽と云ふに之と
 めて歌舞ウラベと云ふに
 の式ウラベ今恒吉田踊
 繩ウラベの結ウラベ
 髪ウラベ男ウラベの結ウラベ
 かウラベらウラベとウラベ
 云ウラベらウラベとウラベ
 らウラベらウラベとウラベ
 云ウラベらウラベとウラベ
 のウラベきウラベ風ウラベ
 此ウラベ俗ウラベ乃ウラベおウラベしウラベ

風土記榮花物語等にも見ゆウラベ按ウラベ子ウラベ綱目宋紀云以公田給
 還田主三場云今之民田至數千頃者有之矣則佃客之家
 必以万數皆服ウラベ後又大戸名頭と畧して名頭ウラベといつり
 於田主之家ウラベ析戸ウラベいウラベまウラベ別ウラベは門名ウラベと有ウラベど大戸名頭の田
 其名頭よりウラベ別ウラベは門名ウラベと有ウラベど大戸名頭の田
 と班ウラベち授ウラベて佃ウラベものウラベと名子ウラベとウラベ小百姓ウラベ下作ウラベとも呼ウラベべり
 万葉ウラベ大ウラベ名ウラベ兒ウラベとウラベ見ウラベえウラベつりウラベ按ウラベ子ウラベ訓蒙字會云農俗大戸名
 稱佃戸謂治人之田者是名子小百姓ウラベと似ウラベつりウラベ大戸名
 八ウラベ長ウラベ門ウラベなりウラベ名子ウラベハ次門ウラベありウラベ今之ウラベと總ウラベて大戸名と
 つウラベあウラベとウラベよウラベあウラベまウラベりウラベ武州攝樹郡ウラベをウラベまウラベ名ウラベ主ウラベと仲屋ウラベと云
 仲屋ウラベより別ウラベつりウラベと新屋ウラベと云新屋ウラベより別ウラベつりウラベと生屋ウラベと
 云是沖繩ウラベより平民百姓ウラベの事ウラベと新屋ウラベとつウラベあウラベよウラベ似ウラベて尚ウラベき
 遺名ウラベありウラベべウラベ屋ウラベとウラベ即ウラベ古ウラベは戸ウラベ今又士類ウラベの一姓ウラベより出ウラベ

自^サ析^キ生^キて別^ニ氏^ヲと稱^シして名^ノ字^ヲと^シふも凡^ソ名^ハ郷^{ヨリ}
 小^ク若^シ一^ノ郡^ノ一^ノ郷^ノの中^{ヨリ}一^ノ名^ヲと分^リ領^スれバ其^ノ名^ノ字^ノ
 と取^テ自^ラ稱^ス也^ト夫^レ百姓^トハ天^下凡^民仕^官セ^ルて祿^位
 有^キめ^の泛^称あり書^紀に部^曲と^ルあ^らわ^し民^ト何^トか
 さ^べと^云ふ^者も藩^屏と^スる^をさ^せる^尾張^風土^記に上
 農^中農^下農^の品^目あり其^ノ地^理の上^中下^乃田^賦に就^テ
 定^ムる^も一^ノじ^の一^ノハ西^土の^大と^シ仕^スば士^トあり
 仕^ヘざ^れむ農^事と^シて^申多^ク遂^ニ農^夫と^呼て^百姓^ト
 称^{ヤリ}書^堯典^ニ平^章百^姓茶^註百^姓畿^内民^庶文武^天
 皇^詔曰^軒冕^之羣^受代^耕之^祿有^秩之^類无^妨於^民農^夫天

子^ノ冕^冠と^正して天^高脚^位に^臨め^る農^夫の^耒耜^と
 執^テ田^疇と^耕し^ぬる^も其^ノ體^事六^花天^淵と^ちが^いせ
 たり^も其^ノ天^職と^奉て^人と^治め^人と^養ふ^乃道^也
 夫^レ勞^ハい^づの^供と^あらん^や凡^百姓^の色^度ハ都
 類^相肖^スる^もは^乃人^生て^自然^の容^貌なり^而して^之
 又^冠裳^と加^へ飾^るは^玉て^始て^居養^状貌^大又^異ひ^上下
 と^分て^るも^人作^する^も出^づる^も百^姓囊^曰凡^百姓^ハ質^素
 實^義と^存し^國主^の制^禁と^犯す^るも^農業^急か^く
 情^ミ米^麦菓^菜の^生熟^を折^りと^るも^花江^葉も
 人^界の^樂ハ^若中^にあり^若とい^ふも^何れ^ハ若^勞い
 よ^い増^す若^ハ人^間の^常任^する^も人^界の^假容^{あり}と
 ら^樂と^捨ん^や人^間の^樂求^んと^せざ^らば^若お^のり^か
 ら^樂と^愛は^ぬて^農人^ハ田^屋山^家の^静あり^も恒^{して}
 ら^の氣^質古^人の^風に^似たり^も農^家に^在る^も風^俗と^あら^わぬ^也
 と^かく^ん道^徳の^君子^を農^家と^して^在る^も風^俗と^あら^わぬ^也

和漢共廣才德、智の人農民より出づるべきを多し古
歌に植て足よ花乃とぞぬ里とふしん切くあはれハ
いやー志くは子農夫常ふ其天職と奉て上供養する
一日とて急所時なり若急まば有司と下使と天子督
責嚴肅ふして僅に免るまふあり志うれハ上天
子乃命令と奉て代く其天職と任しゆる者孰ハ其職
と忘る事急るおと宣得危らん或は是ハ國民を治
ふハ其土の入税幾許何れ其出費と之を稱くいくむく
ふはべきと量て常に驕泰といましめ淳素よ存まき其
天職と奉行ふべき理ふり志くは是は天のやいと
君宰の不職と咎て背害交臻て災下民に及べり
魏志云
天地神

明以王為子也政
有不當則見災謹
宣化天皇詔曰食者天下之本也黃金
萬貫不可療飢白玉千箱何能救冷はくハ君ハ農と治め
農を君と養ふとのみして減は天下の重宝ふべし
我 先王其志くはと知るや百姓人民と以大寶とと寶
ハ田力あり夫 祖宗褒ととる者ハ惟民田ふして賤を
る所ハ則金玉を儲と身よ存て夫の孫謀と貽る此乃
皇祚無疆の基本ふして亦以て五穀豊衍乃隴區とと
るゆゑん也 詩大雅稼穡惟寶又漢書明君貴五穀而賤金
玉○范子計然云五穀者萬民之命國之重寶
也
ウの唐宋元明乃篡奪常と一國祚乃永命と保ざらハ
皆其の祖宗其基本堅固ふべし何れもや近頃康熙

親製耕織圖序畧云朕早夜勤毖研究治理念生民之本以
 衣食為天嘗讀豳風無逸諸篇其言稼穡蠶桑織悉具備昔
 人以此被之管絃列於典誥有天下國家者詢不可不留連
 三復於其際也西漢詔令氣為近古其言曰農事傷則饑之
 本也女紅害則寒之原也朕每巡省風謠樂觀農事聽政時
 恒與諸臣工言之於豐澤園之側治田數畦環以溪水歲收
 嘉禾數十鍾隴畔樹桑傍列蠶舍沿繭繅絲因搆知稼軒秋雲
 亭以臨觀之古人有言衣帛當思織女之寒食粟當念農夫
 之苦爰繪耕織圖各二十三幅於每幅製詩一章以吟咏其
 勤若而書之於圖流傳用以示子孫臣庶俾知粒食維艱授

衣匪易且欲令寰宇之內皆敦崇本業勤以謀之儉以積之
 衣食豐饒以共躋於安和富壽之域斯則朕嘉惠元々之至
 意也夫夫康熙北狄之種一り出て終る明乃宗と覆る一り
 服と易其髪と下して殆夷を覆るはのしとそ文趾回
 回より及る清の天下統一統りりよむてハハハハハハハハハ
 うざけよ迄し蓋深く民心と得る存り民心と得る農桑
 と第一と一統か勤め希て忠恕ととて衆を推るのこ
 りの號文公其君宣王と諫て民之大事在農とのつる意
 意と得るなりとや



成形圖說卷之一終

